

第6回 デジタルワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：令和3年12月15日（水）17時00分～18時16分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）	菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行、武井一浩
（専門委員）	住田智子、瀧俊雄、田中良弘、戸田文雄、村上文洋、落合孝文
（政府）	小林副大臣、山田大臣政務官
（オブザーバー）	デジタル庁 省庁業務サービスグループ 徳満参事官
（事務局）	辻規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、 山西規制改革推進室次長、大野参事官、藤山企画官
（ヒアリング出席者）	外務省：安東領事局審議官 外務省：山口領事局旅券課長

4. 議題：

（開会）

○ 行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について

・ 旅券発給申請手続のオンライン化について

（外務省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○大野参事官 それでは、定刻になりましたので、第6回「規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、山田大臣政務官に御出席いただいております。小林副大臣も遅れて御出席の予定でございます。

また、武井委員、経済活性化ワーキング・グループの落合専門委員にも御出席いただいております。

あわせて、デジタル庁から徳満参事官に御同席いただいております。

本日はオンラインでの開催ですので、会議中は画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後には、再度ミュートにして

いただくようお願いいたします。

御発言の際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守いただきたく存じますので、恐縮に存じますが、質問につきましては要点を絞ってコンパクトにお願い申し上げます。

以後の進行につきましては、菅原座長をお願いいたします。

菅原座長、よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 大野参事官、どうもありがとうございます。

それでは、議事に先立ち、牧島大臣から御挨拶をお預かりしておりますので、山田大臣政務官より代読いただきます。

山田大臣政務官、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田政務官 山田でございます。

今日は牧島大臣が他の公務がございまして出席できないので、私が大臣の御挨拶を代読させていただきます。

委員の皆様には、規制改革を前に進めるための御議論に参加いただいていることに感謝申し上げます。

本日御議論いただく旅券の発給申請は、平時は年間400万人を超える国民に身近な手続であり、国民目線でのデジタル化が急務です。国民目線でのデジタル化の実現には、申請、交付時や手数料の支払いのために窓口へ出頭を求めている現状を、マイナンバーカードの活用やキャッシュレス化により、デジタルを原則とした仕組みに転換することが必要です。

既に、申請、交付ともに出頭せずに手続が完了する国が存在しています。配送による交付が可能となるよう検討するとともに、申請、交付時の2回の出頭を定める旅券法の規定をデジタル社会にふさわしいものに改めていただければと思っております。

そして、少なくとも戸籍謄本等の添付が不要な更新者につきましては、令和4年には一度も出頭せず簡便に旅券を取得することが可能となるよう検討を進めていただければと考えております。

あわせて、都道府県、市区町村に委託している業務の実情をしっかりと把握し、BPRを徹底した上でデジタル化をして、実務の効率化を図る取組もお願いします。

現在、外務省から事務局に示されているオンライン利用率引上げの基本計画には、令和4年度のオンライン化や令和6年度以降の情報連携による戸籍謄本の添付省略等の方針が示されるにとどまっておりますが、国民目線でのデジタル化のために、単にシステムが出来れば良い、オンライン化されれば良いということではないので、お願いします。

課題を明らかにした上で、その課題を解決するための具体的なアクションプランを設定し、利用者や自治体、ベンダーなどを巻き込み、確認と改善のプロセスを繰り返しながらサービス構築を行うことが必要です。そのための具体的な工程を基本計画として見える化し、取組を進めていただきたいと思います。

外務省におかれては、本日の議論を踏まえ、迅速な御対応をいただきますよう、よろしく申し上げます。

委員各位にも、本日、活発な御議論をお願いいたします。

私からも1点だけ。少なくとも戸籍謄本等の添付が不要な更新者については、一度も出頭しないというようなデジタルを中心としたやり方に出来るのではないかと考えております。大臣からも検討を進めるよう御指示がありましたので、この点はよく議論していただくようよろしくお願いいたします。

○菅原座長 山田大臣政務官、どうもありがとうございました。

ただいまの牧島大臣、山田大臣政務官の御挨拶の中で本日の議論の論点等がほぼ共有できたと思いますが、議事の問題意識を簡単に述べさせていただきます。

本日は「旅券発給申請手続のオンライン化」を取り上げて、皆様に御議論いただくこととなりますが、この旅券発給申請手続は、直近はコロナでの落ち込みが見られるものの、平時は年間400万件を超える国民に非常に身近なサービスになっております。

デジタル・ガバメント実行計画におきましては、ただいまも御紹介がありましたように、令和4年度のオンライン化が既に決定されており、アフターコロナを見据えて国民目線でのデジタル化が急務と考えられます。ただし、具体的な取組内容や工程表については必ずしも明らかになっていないという状況です。

国民目線でのデジタル化を図るためには、法律上の出頭義務、いわゆる対面規制の見直し、添付を求めている戸籍謄抄本の情報連携による添付省略、キャッシュレス化など、課題は多々あります。

また、発給事務所の内部業務のデジタル化・標準化・効率化というようなサービス全体のデジタル完結を図るという観点も非常に重要だと思っております。

本日は、委員、専門委員の皆様、外務省における現在の取組状況を御確認いただきながら、いわゆる「使われる行政サービス」の構築に向けて、どのような取組が必要かを御議論いただきたいと思います。

まず、外務省領事局の安東審議官、山口旅券課長より、あらかじめ提示した論点について7分程度で御説明をお願いします。恐れ入りますが、時間が限られておりますので、要点を絞って御説明ください。よろしくお願いいたします。

○外務省（安東審議官） 外務省領事局審議官の安東と申します。

本日はお時間を頂いて、説明をさせていただく機会を与えていただき、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明を始めたいと思います。

お手元に、各論点に対する当省の回答ということで、既に書面で返させていただいております。時間も限られておりますので、かいつまんで御説明したいと思います。

まず、旅券発給事務の概況でございますけれども、旅券の発給事務は外務省と、都道府県にその業務の一部を法定受託事務という形でお願いしているのは御存じのとおりで、47

都道府県に56の旅券事務所が設置されて、1,238か所、これは都道府県から市町村へ再委託しているものが含まれます。地方分権の流れの中で、そのような形でやってきている事業でございます。

財政的には、都道府県の方は申請1件につき2,000円の証紙による都道府県手数料を徴収し、市町村に委託している場合については、その2,000円の範囲内で業務を行っていただいているものと承知しています。

ただ、旅券の発給業務のフローについては処理基準が統一的に決まっておりますが、役割分担はございますけれども、都道府県、ないしは都道府県から市町村に委託される部分があったとしても業務フローに差異はございません。

続いて、旅券発給申請手続のオンライン化の部分について御説明申し上げます。図を出していただけますでしょうか。これが今、外務省の方で計画している旅券のオンライン申請の図式でございます。

まず、左上のピンク色の四角の部分をご覧ください。オンラインで申請される方については、自宅にいながらマイナポータルを活用していただいて、そこでマイナンバーカードにある基本4情報を読み込ませて、その上で氏名、生年月日、性別、住所以外の例えば電話番号若しくは過去のパスポートの発給、外国籍だったり、あとは刑罰の有無等の必要情報について入れていただくという作業を行うとともに、顔写真や署名を撮影、アップロードいただくとの手順です。更には、オンライン申請におけるクレジットカード払いについても可能であれば入れたいということで、今、必要な制度設計を進めているところでございます。

これで申請が済みますと、次は右上の旅券事務所と書いてあるところを御覧いただければと思います。こちらで、ある部分は機械的に、ある部分は実際に職員が視認しながらでございますけれども、審査を行う。この部分については、先ほど行政サービスの効率化という話もございましたけれども、将来的には、できるだけAIや機械学習を活用しながら、行政の方の効率化も図るといって計画しているところでございます。

例えば、マイナンバーカードで既に自動入力されている情報が入っていますので、これが変更できないようにすることでそこは確実な情報であるので審査を省略できる、そういう意味では審査の手順が合理化される部分が非常に多いと考えております。

次に交付ということで、右下に書かれている部分については、電子申請を行った場合、旅券は国際的な身分証という特性に鑑みて、その信頼性を維持するという観点から、国際基準にのっとった厳格な本人確認等のために、申請者は出頭して確実に本人に交付することを原則として、現場への出頭というのを考えているところでございます。

こうした制度設計にいたしますと、再び旅券事務所の欄を御覧いただきたいのですが、切替申請については戸籍謄本の提出が必要ないこととしておりますので、申請時には出頭不要となるということでございます。こちらについては、2024年からは戸籍謄抄本の電子証明書を活用できるようになりますので、切替申請以外の新規の申請についても申

請時には出頭不要になることとしているところでございます。

旅券発給申請手続のオンライン化に関する具体的な論点についての回答は既にお配りしているとおりでございます。

論点3、審査事務の効率化・デジタル化の部分について御説明さしあげたいと思います。

この部分については、先ほど大臣政務官、大臣の方からも頂きました審査業務の効率化・デジタル化という観点から、先ほども少し御説明いたしましたけれども、例えば顔写真は髪が目にかかっているはいけないとか、そのようないろいろな国際的な標準があるのですが、そういうものも写真を撮っていただくときに基準に沿ったものになるのかということを確認する、将来的にはAIを活用する等を通じ、旅券事務所の業務の合理化を図っていくことにしております。

業務が効率化されるのだから手数料を下げるべきだという御意見を頂いておりますけれども、オンライン申請に一足飛びに100%ということになればかなりの合理化が図れるかと思っておりますけれども、当面の間、今までの紙の申請と共存するという状況となり、二重に作業負担が増加することになることから、当面の間はそのような議論はできないと考えております。

最後に、オンライン利用率の引上げに係る基本計画の部分でございます。

論点4-①で、第三者委員会を使った検討を進めるべきではないかというお話ですが、外務省の方で「旅券行政問題研究会」という第三者からなる有識者の会合が既にありますところですが、そちらの研究会を活用して、第三者の意見を聞きながら今も進めてございまして、今後も進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにせよ、オンラインの利用率の引上げに係る基本計画については、来年1月末をめどにまとめていくようできる限り頑張っていきたいと考えているところでございます。

時間が限られていて非常に駆け足になりましたが、冒頭の外務省の説明は以上です。ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

まず、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 御説明どうもありがとうございました。

私から1点だけ。パスポートの受け取りに対面が必要であるという件について、国際的な基準であると先ほど御説明を頂いたかと思えます。

米国においてパスポートは全て対面なのかということで今、調べてみたら、米国でも郵送で更新パスポートを受け取ることができるということが米国のパスポートを発行する省庁のウェブサイトはかなり大きく説明されています。もちろん5つぐらい条件があって、その条件を満たす必要があるわけですが、通常のノーマルなパスポートの受け取りを成人が行うのであれば、郵送で可能であると米国の国内ではなっているようであります。

先ほど国際的な身分証のために国際的な標準に基づいて対面の受け取りが必要であると

いう話だったのですが、その説明が正しいとすると、米国は国際的な基準に基づいていない、適切でない国際身分証明書を発行していることになるように思うのですが、これはどのように解釈したらよろしいのでしょうか。お答えいただければと思います。

以上です。

○菅原座長 外務省から、お願いします。

○外務省（山口課長） ありがとうございます。旅券課長をやっております山口と申します。

今、岩下委員の方から国際標準とアメリカの取組についての差異の御指摘がございました。

国際標準につきましては、別途、紙をお配りさせていただいておりますけれども、非常に複合的な観点から、アイデンティティーが真正であること、それがそもそも存在しているかどうか、さらにはそれが生存しているか、アイデンティティーと申請者がひもづいているか、そのアイデンティティーが社会生活で使用されているか、右側にいろいろな手段が書いてありますけれども、こういったものを複合的に確かめましょうということでございまして、各国がそれぞれ、我々が実情を明らかにしていない手段を通じて総合的に今申し上げたようなことを判断しているということでございまして、その一つの柱として、例えば目的Cにある面談や、目的Eにも直接面接をして確かめるということがございます。その代わりに、信頼できる推薦者が保証してくれるとか、特に指紋認証などを通じて代替しているということでございます。

したがって、アメリカの取組につきましては、伝統的に配送をやっておるわけでございますけれども、他方で、特に新規申請についてはしっかりと出頭させて本人確認するということでありまして、切替えの場合にはもともと有効な旅券があるので、その発給の経緯があるので、そこで確かめられるということで少し軽減されているということでございますけれども、いずれにしても国際標準は今申し上げたような総合的に本人確認をするということでございまして、その手段が複数ありますので、申請時に何度も出頭させることが必要であるということが国際標準に求められているわけではございません。

まどろっこしい説明で恐縮ですけれども、取りあえず答えさせていただきます。

○菅原座長 ありがとうございます。

岩下委員、追加でございますか。

○岩下委員 同じ条件であるとすれば、日本でも出頭は不要であるという理解でよろしいですか。

○菅原座長 外務省、お願いします。

○外務省（山口課長） そこは、日本は伝統的に配送をしていない一方で、アメリカ、イギリス、豪州などは配送というものが、ある種仕組みとして組み込まれております。

○岩下委員 でも、伝統的に配送していれば配送してよろしいというふうには、国際標準には書いていないですね。

○菅原座長 外務省、お願いします。

○外務省（山口課長） その場合でも、申請時に出頭して本人確認しているということはありませんが、必ずしも2度出頭しないといけないということが国際標準ではありません。

○岩下委員 私はリニューする場合、更新する場合のことをお尋ねしております。

○外務省（山口課長） 更新する場合においても、必ずしも出頭が求められているわけではないです。

○岩下委員 だから、国際標準に基づくという先ほどの御説明であれば、日本も更新であれば出頭しなくていいというロジックになりませんか。あるいは、別のロジックがあるのですか。

○外務省（山口課長） そこは、少なくとも国際標準に照らして絶対に出頭しないといかないかといえば、そういうことではないと理解しております。これは日本についてもそのようなことだと思います。

○岩下委員 了解しました。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に瀧専門委員、それから戸田専門委員、お二人から質問をお願いします。

○瀧専門委員 御説明を賜りまして、ありがとうございました。瀧でございます。

2つ質問がございまして、1つは岩下先生の意見により現実性を高めるために考えると、国際標準に基づいてパスポートを作るという一つの基準があると思うのですが、昔は日本のパスポートは他の国のパスポートよりも何らかの信用力が付されているようなことがあった時代もあるような気がするのですが、何かこれに付加して確認するべき事項があるという前提があるのか、例えばこの基準だけ満たしていれば、逆に言うとお客様の利便性、この場合は国民の皆様の発行プロセスになるわけですが、そこを優先していいのかというところが分からずにお話を聞いておりましたので、このGuide on Evidence of Identityに付加して日本特有に強化するべきスタンダードがあるのであれば、そこを付加した議論があるべきかとも思いましたので、それを聞ければというのが1つです。

2つ目は肌感覚でも結構なのですけれども、今回、電子化とかマイナンバーを使うことで、データがより正確に入力されるようになったり、写真を別途手に入れなくてもいけるようになったりすると思いますので、書き直しの面であるとか、申請するときの負荷は結構下がると思っているのです。今の2度の出頭のうちの1度目で、例えば書類不備とかで結局もう一回来なければいけなかった人たちはあまりいないものであり、単にうっかりさんぐらいのレベルで捉えられているのか、それなりに結構いるのであれば、2回の出頭が複数回になるものを減らせる便益もあるのではないかと思ったのです。

その2点について教えていただければと思います。

○菅原座長 それでは、戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

2点質問なのですけれども、1点はイギリスのように自治体ではなく、郵便局に委託す

ることは考えられないのかということです。

それから、日本の場合には本人限定郵便という配達員が対面で本人確認をするといったデリバリーサービスがありますけれども、そういったものを使って信頼性を担保するようなことは考えられないのか。

この2点でございます。お願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、外務省から、お願いします。

○外務省（安東審議官） 御質問ありがとうございます。

瀧専門委員から頂いたパスポートの信用力という部分について、まず御説明させていただきます。

信用力を示すものとして、どの国からビザについて免除するか、より使いやすいパスポートであるかというのが一つの基準としてございまして、2021年にHenley & Partnersという英国のコンサル会社が出している指標がございまして、日本は第1位ということで、日本のパスポートは非常に信用されている。一つは、日本の国力や日本人先人の方のこれまでの御尽力の積み重ねが大きなものとしてあるかと考えてございます。

それと並んで、パスポート自体の信用力ということ。まず、パスポートが偽変造できないように、例えば日本銀行の紙幣と一緒にございまして、パスポートの冊子自体が偽変造できないようにということで、これは国立印刷局さんの方で不断の努力をしてくださっておりまして、今、想定しているのは、3年後に写真の欄の部分についてプラスチックにして、それにレーザーで書き込むということで、より偽変造が難しい旅券の開発を行っております。

実際に写真を貼り変える等の偽変造については、非常に減ってきているというのが実情でございます。現在、我々が一番大きな問題と捉えているのが「なりすまし」ということで、マイナンバーカードにも当てはまる話かもしれませんが、背乗りのような形で既に存在しているアイデンティティーである戸籍を別の人が使うことによって、その身分によりパスポートの交付を受けるということが、最近はもちろんコロナで発給件数が少なくなっているのに減っているわけですが、発覚しているだけでも年間20～80件ぐらい、このような不正取得の話が出ているというのが実情でございます。発覚していないものが当然あるので、ここのところについて我々は一番センシティブであります。

御存じかもしれませんが、6年くらい前に西成准看護師殺害事件があって、加害者が被害者のパスポートを背乗りする形で不正取得し国外逃亡を図ったという事案が非常にセンセーショナルに報道されましたけれども、我々がセンシティブであるのは正にその部分ということで、本人出頭をはじめとする本人確認により不正取得を防止することについては、しっかり責任を持ってやっていくことがパスポートの信用力を上げるものだと考えているところでございます。

○外務省（山口課長） 戸田専門委員から頂いた話については、配送することになった場

合には本人限定郵便等は一つの手段だと思っております。

また、瀧専門委員の第2問目でございますけれども、電子申請の際に書類の不備があったような場合につきましては、御指摘のとおり、できるだけマイナポータル上で追加で提出してもらうこと等々を行うことによって、いずれにしても出頭を1回は不要にして電子申請の利便性を高めてまいりたい、このように制度設計してまいりたいと思っております。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

瀧専門委員、戸田専門委員、よろしいですか。

○瀧専門委員 1つだけ。

金融サービスの世界ですと、海外で銀行以外のサービスが本人確認をしようとするときに、銀行の本人確認結果を利用するみたいなことがあったりするのです。いろいろな社会で銀行というのは一番厳格に本人を確認している主体であったりもするのですけれども、金融機関に依拠するようなアクティビティーが取られている国とかはあったりするのですか。もし御存じであれば教えてください。

以上です。

○菅原座長 外務省、お願いします。

○外務省（山口課長） ありがとうございます。

銀行確認を使っているかどうかはしっかりと調べさせていただきたいと思います。

他方で、どのようにやっているかということ、主に旅券を出しているのが外務省の場合は極めて少なく、御指摘があったアメリカは国務省が出しておるわけですが、そのほか諸国で外務省が出しているところは幾つかはございますが、ほとんどは内務省、警察等々でございます、言わば国民ID、犯罪歴などとひもづく形で、あるいは死亡したか生存しているかをしっかりと一意に把握する形で本人確認をして旅券を出せるという状況でございます。

その外でやる場合には、御指摘のあったような現行の本人確認は極めて有効な手段だと思えます。恐らくそういうことを活用している国もあると思えますので、しっかりと調べさせていただきたいと思います。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

○菅原座長 戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 本人限定郵便を使えば対面での確認をしているから出頭は不要だという理解でよろしいのでしょうか。

○菅原座長 外務省、お願いします。

○外務省（安東審議官） どうもありがとうございます。

我々は当然、できる限り国民の利便を図るということで様々な検討を進めているということでございます。日本の本人限定郵便というのは、郵便局の配達員の方が自宅に行って、何々さん宛てですと。何々さんが免許証などを見せて、自分が本人ですと言ってお渡しす

るという形を取っていると理解しております。

先ほど言った観点からすると、例えば本人確認が旅券の券面を見ながら、旅券の券面にある写真が御本人かどうかということを確認して、免許証を見せてもらってお渡しするという形が取れるのであれば、かなりこれに代替するものかなとは考えているのですけれども、今の本人限定郵便で、信書の秘密であるとかそういう中でどこまでそういうことができるのかということについては、まだなかなか難しいと考えております。

日本郵便等関係団体とも話しながら、今後どのようなやり方ができるのかということについて、引き続き検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、田中専門委員の順番でお願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明どうもありがとうございます。

交付時の出頭の要否に関しては、先ほど岩下委員がおっしゃったようにアメリカの郵送での事例を研究していただくのがいいと思います。

その上で、申請時と内部処理についてコメントさせていただきます。

まず、申請時ですが、先ほどの御説明で、申請内容に不備があった場合とか、顔写真が不適切だった場合の例を出していただきましたが、審査まで行ってから不備が見つかって、差し戻すのではなくて、申請時点で入力漏れがないか、写真が適切かなどをチェックし、不適切な箇所があったら、その時点でアラートを出して、申請時点で不備がないようにするというシステム設計にしていただければと思います。そうすれば手戻りが減ると思います。

それと、審査の点で2個ありまして、1つが資料1-③で申請を受け付けたデータを人が審査している絵がありました。右側の「審査(※)」というところです。今、制度上、人でないといけないチェック項目があるのかどうか。もしないのであれば、ここは完全自動化して、最終確認のみ職員が行うということができるのかどうかをお聞きしたい。

もう一つが、先ほど窓口での紙の申請とオンライン申請がしばらくは併存して、複雑になるというお話がありましたけれども、これは窓口で、紙で書かせるのではなくて、例えばタブレットないしPCに対して職員が直接打ち込むという方法を取っている自治体の「書かない窓口」というものがあったりしますし、事前にスマホで入力して、QRコードを発行して、それを窓口で読み込むことで誤入力を減らすという方法を取っている自治体もありますので、自治体や他省庁の電子申請の仕組みをよく勉強して、受け付けた後は極力紙は残らない、全てデジタルデータで審査業務が進むように、今後内部システムを検討するときに考えていただくのがいいと思いますので、是非御検討いただければと思います。

質問は、先ほどの審査業務で人が介在する必要があるのかどうかの1点だけです。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

少し遅れて参加したため、質問が重複していたら申し訳ありません。私からは3点質問したいと思います。

まず、回答1-②で業務フローに差異はないと御回答いただいておりますが、申請を受理して、審査して、作成して、交付するという業務フローに差異がないのは当たり前だと思います。その作業の中で何かしら運用の差異等が本当はないのかということをもっとお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、回答1-①で役割分担について再委託の対応が様々であると御回答いただいております。様々であるということは、役割分担が統一されていないということもあるかもしれないと思うのですが、そのあたりはどのように把握されているのかというのが2点目です。

3点目ですが、デジタル化の先に業務の効率化ということが必要になってくると思います。そのためには現場の運用もしっかり把握した上でデジタル化やオンライン化を進めるべきだと思いますが、地方の運用について外務省の方で主体的に調査した上で、今後の取組について反映していくことをお願いできないでしょうか。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、外務省から、村上専門委員からの質問が1つと、コメントもございましたので、それに対するコメント。それから、田中専門委員からの3つの質問についてお答えいただければと思います。

○外務省（安東審議官） ありがとうございます。

まず、村上専門委員の御質問とコメントにお答えしたいと思います。

申請時に手戻りがないようにいろいろすべきではないかということは、正に問題意識を共有させていただいております。

先ほど写真の話の申し上げはしましたが、写真以外にもいろいろな入力において不適正な入力や誤入力が明らかなものという場合については入力手続きがそれ以上は進まないとか、そのような仕組みはしっかり考えていきたいと思っています。

次に、その後の話として、審査の部分について自動化ができないか。図において使用した「審査」のアイコンが少し誤解を与えたところがあるかもしれませんが、実際に申請をしていただいて、例えば我々が13条該当者と呼んでいる過去の旅券法違反とか、入国拒否をどこかで受けたのではないとか、そのようなところにチェックがついた場合については、通常のラインで処理ができない、どういうことがあったのかということについていろいろとインタビューをさせていただかなければいけないような部分になると、実際に電話で説明を求めたり、場合によっては来ていただいて対面での審査を行うという状況もあり得ます。

紙とオンラインの併存のところ、例えばタブレットを使って、全てを併存という形ではなくて、実際に窓口に来られたワークフローについてもオンラインと同じ手順に乗せてやるということについては、我々はこちらについても正に同じ問題意識を考えております。ただ、一足飛びにそこまで進めることはなかなか難しいところがございますので、その部分は都道府県にお願いしてやっているというところもございますので、そこは引き続き検討して、できるだけその方向で事務の効率化が図られるように頑張っていきたいと考えているところでございます。

○外務省（山口課長） 旅券課長でございます。

村上専門委員の人の審査について補足でございますけれども、13条該当者に加えて外国籍、二重国籍であることを見抜かなければいけない。外国籍、二重国籍の場合には、自己都合で国籍を離脱しているような場合には、国籍を持っていないということで発行できませんので、特に外国ではビザなどがあるので見抜かれてしまうので、日本に来て申請する場合がございますので、そういうものを見抜かなければいけない。

今は戸籍に仮名が法制化されておられませんので、読み方がありますとか、旧姓併記とか、いろいろと変則的な状況もございます。あるいは無国籍者、養子縁組をした人、法定代理人が必要な人等々、戸籍に基づいてかなり厳しくチェックしないといけない場面がございます。そういうものを前提にすると、厳格にチェックしないといけないので、機械でできないものも非常にあると思います。ここは費用対効果という面もありますので、データを積み上げて、それと照合するというのも、今、各省庁のベースレジストリ整備の途上でございますので、そういう面で将来的には自動化を追求することも同時並行で進めていくべき課題と考えております。

田中専門委員の御質問でございますが、端的に申し上げますと、もちろん都道府県によってもいわゆる地方自治法に基づく事務特例で、それぞれの都道府県の判断で市町村に委任しているところ、それから、東京のように、基本的に、都が直轄でやっているようなところがございます。それから、発給量に応じたものもありますし、雇用している人の勤務の年数、ベテランか、ベテランではないか等々もございます。こういった実態もございまして、我々は電子申請に向けて1か月に1回、47都道府県とオンラインで会議をやっておりまして、そういう中でいろいろな要望、実態把握に取り組んでおります。かつ、電子申請に当たっては、今、申し上げたように幾つか類型化されると思っております。発給数が一定数以上のところについて、委任の形態によって幾つか類型化をいたしまして、そこでそれぞれの類型についてパイロット事業をやっております。

御質問の中にもありましたとおり、電子申請によってどのぐらい効果があるのかということサンプルで例は出しているのですけれども、それをこうしたパイロット事業を通じてしっかりと検証してまいりたいと思っております。

今日の皆様の御指摘を踏まえて、このような取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

今のお答えですと、47都道府県との1か月1回のオンラインで現場把握をしているということですが、今回のオンライン化対応に当たってはきちんと実態を調査していただきたいと思います。

あと、田中専門委員からの最初の質問、業務フローの運用の差異に関しては、現実はあるということでしょうか。

○外務省（山口課長） 差異というものをどう見るかということでございますけれども、基本的に業務フローは統一化されているわけでございますが、各事務所によってベテランか、ベテランではないか、業務委託しているか、していないか、あとは発給量に応じて、全員が画的にやっているということでは当然ないと思っております。したがって、先生から御指摘があったとおり、しっかりとした実態把握は必要でございます、これは不断にやってまいりたいと思っております。パイロットプロジェクトもその一環でございます。

○菅原座長 分かりました。

村上専門委員、田中専門委員、よろしいですか。

○村上専門委員 村上です。

1点だけ、審査の自動化の話ですが、今の回答だと、人の方が正確で、機械はそうではないというように聞こえてしまったのですが、機械的にチェックする部分は機械の方が圧倒的に正確です。先ほど御説明にあったように、電話インタビューが必要な場合とか、イレギュラーなケースのみを機械がちゃんとはじき出して、そこは人が対応する。それ以外は最終確認のみ人がやればよいというように、効率化を前提に機械化を考えていただくのがいいかなと思いました。

私からは以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

田中専門委員、よろしいですか。

○田中専門委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○菅原座長 この後、落合専門委員、杉本座長代理から御質問いただきます。時間が押しきておりますので、大変恐縮ですけれども的を絞って御質問いただきますようお願いいたします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私の方から何点か、最初に形式的なところから伺っていききたいと思います。

まず、形式的な点として、回答2-①で法定代理人の場合や海外の領事館の場合、2-⑤についてはオンライン納付というところに特に回答がないところがあるので、形式的にどうお考えになっているのかを伺いたしたいと思います。

2-②との関係で、旅券法の改正の点についても議論させていただいており、配送であったり様々な可能性を検討するに当たって、旅券法の改正も含めて考えていただくことも

重要なのではないかと考えております。これをどのようなタイミングで実施していただける可能性があるのか。その点について明確にさせていただきたいということがあります。

最後なのですけれども、出頭を求めるということで、出頭を求めた際に何を確認されているのかということを知りたいと思います。つまり、本人であることの確認であれば、身分証明書の写真、若しくは申請等が出されている写真とそこに来られている方との同一性の確認を行っているということなのだと思います。さらに身分証明書等について偽造がないことも確認されているのだと思うのですが、これらを確認されているということによろしいのでしょうか。それとも、そのほかに確認されていることがあるかを伺えればと思います。

今申し上げた点のみを確認されているということであれば、例えば犯罪収益移転防止法等で警察庁も整理をされたものがあるので、そういったものを踏まえながら、対面と同等のオンラインでの本人確認の手法を構築し得るのだと思うのですけれども、この点について伺えればと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、杉本座長代理、お願いします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

私も出頭の点なのですけれども、最初に岩下委員が、アメリカなどでは更新のときには郵送ができるシステムがあると御教示下さり、こういったシステムは、先ほどの御回答でも伝統的にあるようだということでした。ですので、新規申請の場合と更新の場合は、諸外国でも対応が異なっているのだらうと理解しているのですが、今回の件では、新規申請の場合と切替申請の場合とで別の対応は考えずに、同じように考えて、どちらの場合も出頭については1回ないし2回必要であるとお考えなののでしょうか。すなわち、新規申請の場合と切替申請の場合に異なった対応を考える可能性はあるのでしょうかという質問です。

もう一点は、回答2-③には、諸外国でもこういった点から2回の出頭を維持する国が多数あり、少なくとも1回の出頭は必要としている国が大多数であるとあります。この情報は、いわゆる新規の申請に関する出頭の必要性の回数なのか、更新の場合についても同じような出頭回数になっているのか、そのあたりのところを教えていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 それでは、外務省から、お願いいたします。

○外務省（安東審議官） どうもありがとうございます。

落合専門委員から頂いた法定代理人の部分ですけれども、答えやすい方からいきます。

旅券法の改正でございますけれども、電子申請につきまして、今、もう既に来年度から行おうというものについては、来年の通常国会で旅券法の改正について御審議いただくということで考えております。我々は一回で全ての改革を終わらせようとはしておりません。先ほども説明しましたように、今後、新しい旅券を国立印刷局で集中作成することを検討

していますが、その際にも必要な制度改革を行ってまいります。今後、少なくとも2段階で様々な制度改革を行うということで、成案ができて、その実施に当たって旅券法の改正、法律レベルと政省令レベルがございませけれども、必要なときに必要な改正を行ってまいります。

オンライン納付の方については、2-⑤に書かせていただいているとおり、国に対する手数料と都道府県の手数料は2つに分かれているのですが、これを一括に分納するという仕組みを導入することを想定して今、制度設計を行っております。

もう一つは、オンライン申請の導入に伴って、そのオンライン申請の際クレジットカードを使用した納付をまず始めることを検討しております。

窓口申請の際のクレジットカード納付については、機器の配備や都道府県の協力等、来年度開始というところまでは検討が煮詰まっております。引き続き検討を進めて、令和4年度よりも後になりますけれども、引き続き検討していくことにしているところでございます。

○外務省（山口課長） 2-①の法定代理人の代理申請の場合につきましては、これもしっかりと例えば未成年者あるいは成年被後見人の場合という人についても電子申請が対応できるように、今、取り組ませていただいております。

海外につきましては、マイナンバーカードの国外利用が2024年度からでございますので、少なくともそれまでの間はマイナポータル以外の仕組みを利用せざるをえず、外務省の在留届の仕組みを利用いたしまして、そこから電子申請できる仕組みを2022年度から実現したいと考えております。回答に漏れがありまして、大変失礼いたしました。

○菅原座長 杉本座長代理の方の質問に対してお答えいただけますか。

○外務省（安東審議官） 出頭の要否、出頭に当たって新規の申請なのか、切替えの申請に差異があるのではないかと御指摘を頂いたと思います。

新規と切替えの間で差異があるということは我々も認識しております。一番最初の旅券を取得するときに、私が最初に申し上げた背乗りであるとか、不正取得が発生しやすい、切替え申請になると、それは事情が異なってくるという事情はございます。だから、取扱の差異を設けることが検討し得ると考えております。

ただ、現時点において1回は出頭していただいて、いろいろと本人の確認を行うということについて、出頭を全く不要とするためには、今ある技術や制度は、日本のパスポートの発給プロセスの信頼性を維持・確保するという観点からは、我々としてはまだ足りないと考えております。ただ、今は足りないと考えたことが未来永劫そのまま続くとは考えておりません。既に様々な技術の発展が出ていると思っておりますけれども、今後、出頭せずとも様々なオンラインを使って本人を確認するすべであるとか、そういう技術の発展の動向を見ながら、もちろん方向性としては、我々は国民サービスの向上ということとセキュリティーの確保を両立させながら進めていきたいと考えておりまして、セキュリティーが損なわれないことを確保しつつ、可能な限り国民の利便に資する変革は不断に検討していきたい

いと考えているところでございます。

以上です。

○外務省（山口課長） 2問目のお話でございますけれども、端的に答えますと、これは新規だけではなくて更新も含んだものでございます。必要に応じまして個々の国についても御説明申し上げます。

取りあえず以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

落合専門委員、杉本座長代理、追加でございますか。

○落合専門委員 ありがとうございます。

論点2-②についても法改正に際し、この会議で提起した点も含めて御検討されるということによろしいのかということがあります。何回かにわたって改革を進められるというお話がありましたので、その点は早めにロードマップを描いていただきながら、全体の見直しを図っていただくことが重要ではないかと思われましたので、その点をお願いします。

論点2-⑤につきましても、キャッシュレスの支払いの方が時間がかかることになりませんか。オンラインの方は早めに実施されるというお話があったと思われました。キャッシュレスについては、経産省の方でモニター自治体の定例会をやったり、総務省の方は地方自治法の改正で整理を行いやすくする等しており、旅券以外の分野ではかなり進められている部分がありますので、こちらの方もあまり時間をかけずをお願いしたいと思います。

最後に、出頭の場合の際にどのようなことを確認されているのかということをお答えいただけていなかったもので、そちらのお答えをお願いします。

以上です。

○菅原座長 外務省、お願いします。

○外務省（山口課長） 先ほど申し上げましたように、いろいろなケースがございます。したがって、本人であることを確認するだけではなくて、例えば執行猶予中である人とか、かつて外国から入国拒否された方とか、こういう方については場合によっては旅券の発給を拒否できるという規定がございまして、そういうことを含めて考えないといけないということもございます。

したがって、先ほどいろいろとイレギュラーなケースも申し上げましたけれども、そういったことも含めて、そういう可能性もあるのでしっかりとその場で確認をする。本人確認はもちろんさせていただいておりますけれども、それを超えてパスポートを無条件に発給できないものですから、それに引っかかり得るような可能性もしっかり念頭に置いて、それに当たっているか、当たらないかということを慎重に確認させていただいております。必要に応じて本人と面談をさせていただいております。

以上でございます。

○菅原座長 落合専門委員。

○落合専門委員 今回の点なのですけれども、確におっしゃっていただいた点の確認は必要だと思うのですが、その部分は人の顔を確認して、その顔に書いてあるわけではなく、むしろデータベースの照合で事前一括してはじくべきことのように思っております。その場で顔を見て、この人は犯罪者っぽいなということではじいているのだと、むしろ適正にはじくべき人をはじけていないように思われます。それを対面の役割にするというのは違うように思いますが、いかがでしょうか。

○菅原座長 外務省の方、お答えいただけますか。

○外務省（山口課長） 落合専門委員が御指摘のとおりの方はございまして、ある種、リスト化していく中でそういう人をはじき出すという面は当然ございます。

他方で、直接のコミュニケーションの中で分かってくるような事実もございまして、これは多くの方にとっては10年に1回の申請という面もございまして、そういう意味では、その場で補正等々ができやすいという面もございまして、いずれにいたしましても、出頭の中では今、申し上げたように、リスト化されている方がチェックできるという面はありますけれども、対面のコミュニケーションで見つかっていくというところもございまして。

しっかりと答えていない面があるかもしれませんが、以上です。

○落合専門委員 ありがとうございます。

整理がふわっとしている感じがするので、そこはしっかり整理していただければと思っております。

以上です。

○菅原座長 予定時間の18時になりましたが、外務省の方からも延長の許可を頂いておりますので、議論を続けさせていただきます。

それでは、山田大臣政務官、よろしく申し上げます。

○山田政務官 落合専門委員からもありましたが、論点の整理をするべきだと思います。これは対面で本人であるという確認をする論点と、もう一つのその人を審査するという論点が入り混じっていると思っております。まず、対面でその人が本人であるというのは、そのためにマイナンバーカードがあるわけで、デジタル庁の立場からすると、マイナンバーカードがパスポートよりも劣後してしまったらおかしい話なのです。国家で最高で唯一のオーセンティケーションを行えるカードがマイナンバーカードであり、それが仕組みとして信用できないということであれば、マイナンバーカードそのものを見直さなければならないので、それは指摘を頂きたいと思っております。

基本的には、マイナンバーカードをかざせば、マイナンバーカードのICの中に顔のデータが入っているはずですから、それをリモート等でも使うことが可能になってくるはずだと思っておりますし、マイナポータルとの組合せがあれば、端末は携帯電話があれば出来ることとなりますので、オーセンティケーションというところが問題なのかどうかという論点は一つはっきりさせていただきたいと思っております。

2点目は審査なのですけれども、落合専門委員がおっしゃったとおり、審査はデータを

事前に確認するべきものなのだと思います。疑義がある人だけどうしても来てください、来ないと発給できませんというプロセスをつくるというのは分かると思うのです。この人は発給して良いかどうかという面談をちゃんとするが、それ以外の人に対しては発給しても構わないかどうかということかと思えます。何故かという、私もパスポートを何度も作っていますけれども、わずかな時間でほとんど渡している状況で、しかも都道府県が事務で代行しているのです。現場の公務員の方々が外務省の求めることを本当にやれているのでしょうか。ほとんど数秒で渡すというのが現実でありまして、しかも自治体の地方公務員の方々に代行してやっていただいている状況下で、あの手続を面談と呼ぶのかどうかというのは、私はにわかに理解できません。実際に渡すべきか、渡すべきではないのかというのは、申請から渡すまでには時間があると思っていますので、それは審査の過程がどうなのかということなのだと思います。

しかも、どうしても面談しなければいけないという人についてはそのまま渡せないのも、デジタル上申請が出来ないので来てくださいますと仕分けをするとか、オーセンティケーションの話と審査の話が今回議論で入り混じっていたと思いますので、整理をしていただければと思っていますし、オーセンティケーションで本人認証ということであれば、マイナンバーカード及びマイナポータルがそれを保証するという担保してきているわけでありまして、外務省にとってもそういう整理をしていただければと思っています。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、外務省から、お願いします。

○外務省（安東審議官） どうもありがとうございます。

政務官から頂いたオーセンティケーションと審査をしっかりと分けて考えるというのは全くそのとおりだと考えています。

マイナンバーカード及びマイナンバーカードが持っているオーセンティケーションの機能について疑問を投げかけているということでは決してございません。その中で、実際に我々が現場にいて、この話は99.99%大丈夫な場合でも、0.01%の不正取得をはじき出す。そこをどう考えるのかということに尽きる。大半の方は真つ当な申請をしていただいています、信頼性を維持するためにゼロ・トレランスが必要となると考えているところです。

○山田政務官 外務省の信頼性の0.01%を担保するのは、地方公務員の現場の方々がやっているということですね。

○外務省（安東審議官） そういう疑わしいというものは外務省に経伺することになっていまして、外務省の方でしっかり審査をさせていただくことになっています。

○山田政務官 だからこそ、そのルートを開けばいいのではないかという話をさせていただいたのであって、論点がずれてしまっていると思うのです。実際に渡しているところで本当に審査が出来ているかという、この人は合っているか、合っていないかぐらいで渡しているだけでしょう。それを審査と呼ぶのでしょうか。しかも地方公務員である都道府

県の職員の方々や、現実的には非常勤でやっていらっしゃる方も手伝っている可能性があると思います。何秒かで渡して行って、0.01%のものを担保しているというのはどうかと思うのです。

○外務省（安東審議官） 語弊があるかもしれないですけども、例えば外国人の方が。

○山田政務官 それは審査を別にすれば良いのではないですか。外国の方だと分かっているのであれば、疑義がある人は別に呼んで、すぐには渡せないから別ルートで渡せばいいのではないですか。

外務省の皆さんが、何を心配されているのか良く分からないのですけれども、もう少しオーセンティケーションの話をしているのか、審査の話をしているのか整理をしていただきたい。審査も、疑わしいものは事前にデータと照合しているはずだと思っているのですけれども、整理した上で窓口の審査が必要であれば、もっと時間をかけて面談して、10分でも20分でも一人一人聞いた方がいいと思っているのですけれども。そういう整理をしていただいた方がいいと思います。他の委員の方々も、今のお答えは全く理解できないと思います。

○外務省（安東審議官） ありがとうございます。

一例を挙げると、日本語がしゃべれない外国人の方が、顔が日本人に似ているからといって・・・。

○山田政務官 何度も申し上げましたが、その例は別途審査が必要だという整理で、ちゃんと対面でやれば良いのです。

○外務省（安東審議官） それがオンラインの審査で。

○山田政務官 全部をオンラインにしようとは、委員の先生方は誰も言っていないではないですか。0.01%の疑わしいケースがあるからといって、通常のものも全部とにかくやりたくないのだ、面談がしたいのだというのは、今回の議論の中で話が通じないと思うのです。議論は分けてほしい。最初からそういう方は、審査をすれば良いのではないですか。それ以外のものをどうするかという話をしているのです。

○外務省（安東審議官） 最初から怪しいのではなくて、実際に目の前に来ていただいて、渡すときの局面において・・・。

○山田政務官 それを地方公務員の方々がやっているということなのですね。

○外務省（安東審議官） 日本語で受け答えができず、実際にそれで発覚したという例もごございます。

○山田政務官 その方はマイナンバーカードを持っているのですか。マイナンバーカードの信頼性がないのですね。マイナポータル、マイナンバーカードの方で申請しているのだから、その人は日本語もしゃべれない疑わしい人だったというのが、マイナンバーカードやマイナポータルで、我々デジタル庁の国家で唯一最も信頼性が高い認証をすり抜けていて、パスポートの申請のときに外務省が見事見つけていただくということなのですか。この議論はそうなるのでしょうか。

○外務省（安東審議官） 御指摘ありがとうございます。もちろん先ほど挙げた例はマイナンバーカードが普及する前の話でございます。

よくパスポートである例というのは、生活保護を受けておられる方が、自分はもう海外に行かないから、自分の身分を売る、実際にそういう例が過去生じていました。マイナンバーカードになる前の話ですが・・・。

○山田政務官 マイナンバーカードやマイナポータルで担保したプロセスを使ってやろうという議論をしているのであって、それ以外の議論をここでされるのはフェアではないと思います。今回の議論の前提はマイナンバーカードを経由しているわけで、それではじかれているのならば、それでいいではないですか。それ以上心配されるならば、マイナンバーカードを外務省は信頼していないということなので、我々と外務省で話し合いをさせていただきたいと思います。

○菅原座長 いずれにしても、論点をもう少し整理してください。外務省が懸念しているケースも含めて整理していただいたうえでもう一度議論した方がいいと思います。

それから、外務省のホームページを見ると、5つのポイントでオンライン申請について、いつ頃までに何をするかを整理して公開していただけていますが、これを進めるに当たっても各地の実態調査や海外の事例なども調べていただくとともに、詳細な工程表を整理して提出していただきたい。整理いただいた工程表と論点でもう一度議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

では、活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。お時間が来ましたので、ここまでとさせていただきます。

最後に、外務省の皆様におきましては、本日の意見を踏まえて、オンライン利用率の引き上げの基本計画に必要な取組を盛り込んで、速やかに公表していただきたいと思います。

繰り返しになりますが、先ほどお願いした論点、工程表の提出をお願いするとともに、規制室事務局の皆様においてもフォローアップをお願いします。

また、規制改革推進会議では、総理指示を踏まえて、本年中に中間的な成果の取りまとめを行うこととしています。本件は、本日御議論いただいた内容を踏まえ、今後、書面を出していただく整理等も踏まえまして、今後取り組むべき内容や期日を明確にするために、取りまとめの方に盛り込んでいきたいと思っております。

規制室の事務局の皆様には、その点も踏まえて速やかに外務省の方々と必要な調整を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員の皆様、専門委員の皆様におかれましては、追加で御質問、御意見がある場合には、書面にて事務局の方に出してください。事務局の方から外務省の方に書面を通じて照会させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、外務省の皆様、本日はお忙しい中、お時間を頂きましてありがとうございました。「退室する」ボタンより御退室ください。

（外務省退室）

○菅原座長 それでは、本日の議題は以上となります。

今年のデジタルワーキングは今回で最後となります。年明けからのデジタルワーキングでも活発な議論をしたいと思います。今後、デジタル臨時行政調査会での議論も本格化してくると聞いておりますので、しっかりと連携をして進めていきたいと思ひます。

今後の日程につきましては、追って事務局の方から御案内させていただきます。

これにて会議を終了いたしますが、委員、専門委員の皆様におかれましては、この後、事務連絡がございますので、会議から退室せずに、このままお待ちいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。